

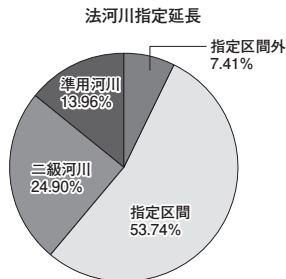
Ⅳ 河 川

4-1 河川の概要

4-1-1 河川指定の現況

イ 法河川指定延長

令和7年度（令和7年4月30日現在、以下同じ）における法河川の延長は、一級河川88,109.7km、二級河川35,876.8km、準用河川20,113.1km、総延長としては144,099.6kmとなる。法河川総延長の約61%は一級河川であり、二級河川は約25%、準用河川は約14%となっている。また、一級河川のうち指定区間外の延長は10,694.6kmで全体の約7%である。

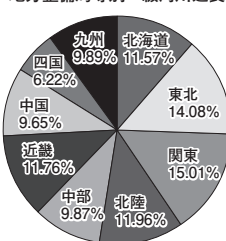


※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

ロ 地方整備局等別一級河川延長

一級河川延長88,109.7kmの地方整備局等別内訳は、次に示すとおりである。一位は関東地方整備局（13,223.6km）で、総延長の約15%を占め、以下延長の長い順に、東北、北陸、近畿、北海道、九州、中部、中国、四国地方整備局となっている。

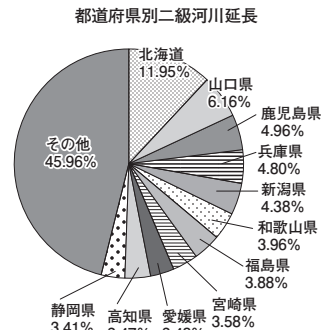
地方整備局等別一級河川延長



※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

ハ 都道府県別二級河川延長

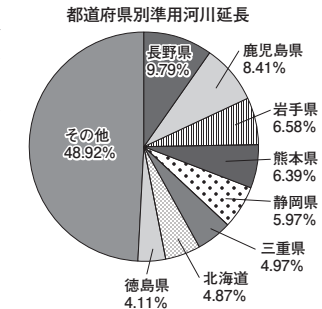
二級河川延長35,876.8kmの主要都道府県別内訳は、次に示すとおりである。一位は北海道（4,288.5km）で、総延長の約12%を占め、以下延長の長い順に山口県、鹿児島県、兵庫県、新潟県、和歌山県、福島県、宮崎県、愛媛県、高知県、静岡県となっている。



※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

ニ 都道府県別準用河川延長

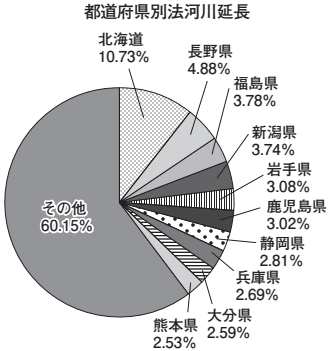
準用河川は、47都道府県1,096市町村で20,113.1kmが指定されているが、これを都道府県別にみると、次に示すとおりである。一位は長野県（1,968.8km）で、総延長の約10%を占め、以下延長の長い順に鹿児島県、岩手県、熊本県、静岡県、三重県、北海道、徳島県となっている。



※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

ホ 都道府県別法河川延長

一級河川、二級河川、準用河川の総延長144,099.6kmを都道府県別にみると、次に示すとおりである。
一位は北海道（15,458.8km）で、総延長の約11%を占め、以下延長の長い順に長野県、福島県、新潟県、岩手県、鹿児島県、静岡県、兵庫県、大分県、熊本県となっている。



※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

4-1-2 河川数等

(1) 河川法の適用を受ける河川調

(令和7年4月30日現在)

河川種別	水系数	河川数	河川延長 (km)	流域面積 (km ²)	摘要
一級河川	109	14,089	88,109.7	240,641	
		指定区間外のみ 235	指定区間外 10,694.6		
		指定区間のみのみ 13,201 両区間混在 653	指定区間 77,415.1		
二級河川	2,710	7,090	35,876.8	107,492	
うち指定河川	11	18	58.3		
北海道	0	0	0.0		
沖縄県	11	18	58.3		
合 計	2,819	21,179	123,986.5	348,133	

(2) 河川法の準用を受ける河川調

(令和7年4月30日現在)

河川種別	都道府県数	市町村数	河川数	河川延長 (km)	摘要
準用河川	47	1,096	14,361	20,113.1	